

社会福祉法人東京都社会福祉事業団 支援記録システム開発業務の 委託業者選定に関する企画提案募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

社会福祉法人東京都社会福祉事業団支援記録システム開発業務委託契約

(2) 業務内容

東京都社会福祉事業団支援記録システム開発業務委託に関する契約仕様書（以下、仕様書）に定めるところによる。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

(4) 契約上限金額

税込90,200,000円（うち消費税8,200,000円）

※ライセンス料、サーバー経費等の諸費用含む

2 応募資格

本件募集に応募しようとする者は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第4号に規定する暴力団関係者でない者、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条に基づき排除措置期間中でない者であること。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りとなったとき等）にないこと。
- (4) 東京都内に所在し、契約締結権限を有する本店、支店または営業所であること。
- (5) プライバシーマークの認定を受けている、又は、これと同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。
- (6) 情報セキュリティの徹底を図る観点から、本業務を実施する組織・部署において、本業務の実施を適用範囲に含んだISMS（情報セキュリティ管理システム）についてISO/IEC 27001又はJIS Q 27001に基く認証を取得、又は、同水準のセキュリティ管理体制を確立していること。
- (7) 関連する法令を理解し、本システムと同様の、又は類するシステムの設計、開発の経験を有すること。

3 問合せ先等

社会福祉法人 東京都社会福祉事業団事務局 担当：杉野、永井、阿部

住所：東京都新宿区大久保3丁目10番1-201号

電話：03-5291-3609

メール：sisetu1@jigyodan.org、sisetu3@jigyodan.org、sisetu6@jigyodan.org

4 業者選定スケジュール

業者選定等に関するスケジュールは、次のとおりとする。

| 内 容 | 日 時 |
|------------------|--------------------------|
| プロポーザル応募要領の公開 | 令和4年6月27日（月）～ |
| 質問受付期間 | 令和4年6月27日（月）～令和4年7月5日（火） |
| 質問回答期日（予定） | 令和4年7月11日（月）午後5時 |
| 応募意思表明書兼誓約書提出期限 | 令和4年7月15日（金）午後5時 |
| 企画提案書提出期限 | 令和4年7月22日（金）午後5時 |
| プレゼンテーション及びヒアリング | 令和4年8月1日（月）又は2日（火） |
| 評価及び最優秀提案者の特定 | 審査委員会終了後 |
| 審査結果通知 | 令和4年8月1日（月）以降 |
| 業務内容の事前打ち合わせ | 別途通知 |
| 契約 | 令和4年8月上旬予定 |

※本プロポーザルに関する事前説明会は行わない。

5 提出書類の様式

- | | |
|--------------------------|------|
| (1) 応募意思表明書兼誓約書 | 様式1 |
| (2) 会社概要 | 様式2 |
| (3) 業務実績 | 様式3 |
| (4) 業務実施体 | 様式4 |
| (5) 企画提案書 | 様式5 |
| (6) 質問書 | 様式6 |
| (7) 見積書（総事業費見積書、見積内訳書） | 様式7 |
| (8) 担当者連絡先（電話番号・メールアドレス） | 任意様式 |

6 応募意思表明等

本件募集に応募を希望する者は、下表の参加表明書類を次の要領で提出すること。

- (1) 提出期限 令和4年7月15日（金）午後5時まで
 (2) 提出書類 提出書類は、次のとおりとする。

| 提出書類 | 様式等 | 提出部数等 |
|----------|------------------|--------------|
| 応募意思表明書類 | 応募意思表明書兼誓約書（様式1） | 紙原本1部及び電子データ |
| | 会社概要（様式2） | |
| | 業務実績（様式3） | |
| | 業務実施体制（様式4） | |
| | 担当者連絡先（任意様式） | |

- (3) 応募意思表明書類の記載に関する留意事項

ア 応募意思表明書類による用語は、日本語に限ること。

イ 各種様式の記載は、次のとおりとすること。

(ア)（様式1）応募意思表明書兼誓約書

応募希望者の必要事項を記載すること。

- (イ) (様式2) 会社概要
会社名、所在地等を記載すること。
企業概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等の資料があれば提出すること。
 - (ウ) (様式3) 業務実績
応募希望者が過去に受託した実績について記載すること。
実績は元請として受注したものを対象とすること。
なお、官公庁及び同業種の案件実績がある場合は優先して記載すること。
 - (エ) (様式4) 業務実施体制
どのような体制(組織・チーム等)で本業務を実施するのかを記載すること。
 - (オ) (任意様式) 担当者連絡先
担当者の電話番号及びメールアドレスを記載すること。
- (4) 提出場所
前記3に記載する場所又はメールアドレスへ提出すること。
 - (5) 提出方法
応募意思表明書類を提出期限までに持参又は郵便、電子メールにて必着のこと。
 - (6) 応募資格の喪失
応募意思表明書類を提出後、次のいずれかに該当する場合は、本件募集に応募することができない。
 - ア 前記2の資格要件を満たさなくなったとき。
 - イ 応募意思表明書類に虚偽の記載をしたとき。
 - (7) その他
 - ア 応募意思表明書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 委託者は、提出された応募意思表明書類を応募資格の確認以外に使用しない。
 - ウ 提出期限後における応募意思表明書類の再提出は認めない。
 - エ 提出された応募意思表明書類は返却しない。
 - オ 提出された応募意思表明書類は公表しない。

7 応募の辞退

6により応募した後、提案書の提出を辞退する場合は、令和4年7月21日(木)午後5時までに、辞退届を担当宛に提出すること。(任意様式、電子メール可)

8 質問及び回答

仕様書に関する質問については、質問書(様式6)を次の要領で提出すること。

なお、質問に対する回答は、令和4年7月11日(月)午後5時まで(予定)に、提出された前記5(8)のメールアドレスあてに電子メールにて行う。ただし、質問の内容によって本企画提案による業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。

また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

- (1) 提出受付期間 応募意思表明後から令和4年7月5日(火)午後5時まで
※質問の内容を確認するため当法人から問い合わせることがある。
- (2) 提出方法 前記3に記載した宛先に電子メールを送付すること。

9 企画提案

企画提案については、企画提案書類を次の要領で提出すること。

- (1) 提出期限 令和4年7月22日（金）午後5時まで
- (2) 提出方法 提出期限までに持参又は郵便、電子メールにて必着のこと。
- (3) 提出書類

以下の書類について、紙原本1部及び電子データを提出すること。

ア 企画提案書（様式5）※提案様式については任意。

イ 見積書（様式7）

（ア）アの企画提案書については様式5を表紙とすること。

（イ）イの見積書については年度ごとの経費負担が分かるよう内訳を作成すること。

- (4) 企画提案書での提案内容

仕様書内容の履行方法がわかるよう、企画提案書には以下の内容を含めること。

ア スケジュール

（ア）システムを完成させるまでのスケジュールを明示すること。その際の事業団職員、事業団開発PTメンバーとの打ち合わせ等の実施方法、回数等のイメージを示すこと。

（イ）システムを開発するにあたって、各工程をどのような人員体制で作業を進めていくのか明示すること。また、対応する者の経験・資格等も示すこと。

イ 操作マニュアル

システムの操作マニュアルのイメージを示すこと。

ウ システム保守

今回の仕様書は開発までを履行範囲としているが、開発後のサポート・保守体制についても受託した場合を想定した際の、サポート・保守イメージを明示すること。その際、少なくとも下記の内容を含んだものとする。

- 事業団全体で月20時間以内の軽微なトラブルへの対応、軽微な改修作業を含めたもの
- 操作の問い合わせへの対応（対応時間、方法、サポート体制を具体的に明示すること）
- 見積金額

エ データ移行

各施設が使用している現在のデータのうち、今回開発するシステムに引き継ぐデータの範囲（引き継げるデータの種類、容量等）を具体的に説明すること。その際、事業団職員の負担はどの程度になるか明示すること。

オ その他

（ア）開発後の対応

納品されたシステムに、履行期間以降で不具合が発覚した際の対応方法を具体的に説明すること。

（イ）付加機能等

仕様書の内容以上に有用な付加機能やアフターサービス等がある場合、その内容について明示すること。

(4) 企画提案書の作成に関する留意事項

- ア 様式はA4規格とすること。
- イ 文字サイズは10ポイント以上にすること。
- ウ 図、絵、写真等の使用は可とする。
- エ 企画提案書に用いる用語は、日本語とすること。
- オ 企画提案書には、参加者を特定できる名称を表示してはならないこと。

(5) 見積書

- ア 見積金額については、仕様書に記載されたすべての業務の見積金額及び内訳金額（税込）を記載すること。複数年度契約となるため、年度別（令和4年度見積額、令和5年度見積額）に見積金額を明示すること。
- イ 見積内訳書は、人件費及びその他経費を記載すること。
- ウ 必要があれば様式7以外に追加資料を添付すること。

10 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書提出後、参加者からの企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
なお、プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、採点を行わない。

- (1) 日 時 令和4年8月1日（月）又は2日（火） ※詳細な時間等は、応募者あて別途通知
- (2) 場 所 社会福祉法人東京都社会福祉事業団 第一会議室
(住所：東京都新宿区大久保3丁目10番1-201号)
- (3) 時間構成 1社約35分以内を予定
(プレゼンテーション20分以内、ヒアリング15分以内)

(4) 留意事項

- ア 応募者の参加者については、責任者は必須とし、質疑応答に対応できる職員を含め、人数の上限は3名とすること（パソコン操作員含む）。
- イ 企画提案書を用いてプレゼンテーションを行うこと。
- ウ プレゼンテーション当日に使用する資料については、参加者を特定できる名称を表示してはならないこと。
- エ プレゼンテーションに実施するパソコン、ケーブル等その他必要な機器は当法人で用意したものを使用すること。
- オ 新型コロナウイルス感染症対策の観点から、オンライン（Zoom）による開催となる可能性がある。ただし、応募者については、開催場所である東京都社会福祉事業団に参加者全員が参集すること。

11 企画提案審査・通知

- (1) 審査に当たっては、審査委員会において、各提案者の提案内容を総合的に判断し、最優秀提案者1者及び次順位1者を特定する。
- (2) 審査の結果は、全ての参加者に対して書面により通知する。
- (3) 審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。
- (4) 企画提案における評価項目、評価基準、評価割合は、以下のとおりとする。

| | | |
|---|-----------------------|--------|
| ア | 事業者・業務実績 | 15/100 |
| イ | 業務実施体制 | 15/100 |
| ウ | 提案内容 | 50/100 |
| | ・システム開発への取組方法、対応度（20） | |
| | ・確実な委託業務の遂行能力（20） | |
| | ・サポート・保守体制（10） | |
| エ | 取組意欲評価 | 10/100 |
| オ | 見積金額 | 10/100 |

12 業務内容の事前打合せ及び契約

最優秀提案者となった応募者と業務内容について協議し、契約手続きは「社会福祉法人東京都社会福祉事業団経理規程」に基づき、契約を締結するものとする。

なお、最優秀提案者が契約の締結を拒否した場合は、前記10の企画提案審査における次順位の応募者を最優秀提案者とみなすほか、契約締結を拒否した者に対して見積金額のうち契約保証金相当額を上限として徴取することがある。契約金額については、見積金額を上限とする。

13 その他留意事項

- (1) 応募者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 企画提案書の作成等、応募に要した費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書、見積書等は返却しないものとする。
- (4) 提出期限以降の書類の差替え及び再提出は、認めないものとする。
- (5) 本企画提案に対する個別のヒアリング及び説明対応は、受け付けないものとする。
- (6) 提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、当法人が本件募集に関する報告、公表等を行う場合は、応募者の承諾を得た上で提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 採用された提案書は、プロポーザルによる最も優れた提案の特定を目的として行うもので、契約締結に際し、事業団は最優秀提案者と協議し、内容について修正することができるものとする。
- (8) 本件募集の依頼から契約の締結までの期間中、本業務及び関連業務に関する営業行為を禁止する。
- (9) その他、疑義が生じた場合は、協議する。